



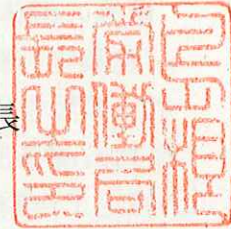
| 長 | 課長 | 課長 | 係 |
|---|----|----|---|
| | | | |

(戻す者の上に✓を入れて下さい)

島労発基0405第6号
令和5年4月5日

一般社団法人島根労働基準協会 会長 殿

島根労働局長



石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第89号。以下「改正告示」という。）については、令和5年3月27日に告示されたところであり、令和8年1月1日（一部令和5年10月1日）から施行することとされています。

つきましては、改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、工作物の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行う際の事前調査において、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。）について、所要の改正を行った。併せて、特定工作物告示について、対象物を追加する改正を行った。



2 改正の概要

(1) 石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正

工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

① 特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 5 項に規定する工作物石綿事前調査者

② 特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業又は一部改正後の特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

①に掲げる者又は登録規程第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 特定工作物告示の一部改正

① 特定工作物として、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）を追加する。

② その他所要の改正を行った。

3 細部事項

(1) 特定工作物告示関係

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいうこと。

4 適用日

(1) 2 (1) 及び 2 (2) ②の適用日は、令和 8 年 1 月 1 日とすること。

(2) 2 (2) ①の適用日は、令和 5 年 10 月 1 日とすること。

参考

基発0112第2号
令和5年1月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号。以下「改正省令」という。）が令和5年1月11日に公布され、令和8年1月1日から施行される。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

建築物等（建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）における石綿へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）等が令和2年10月1日から順次施行されているところである。

今般、工作物の解体等の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件等について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（第3条第4項及び第7項関係）

- (1) 事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業及び塗料その他の石綿等が使

用されているおそれのある材料の除去等の作業については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせることを義務付けたこと。

- (2) 事業者は、工作物の解体等の作業に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名を記録し、当該記録及び(1)の事前調査を行った場合においては、当該調査を行った者が(1)の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しを3年間保存することを義務付けたこと。

3 細部事項

- (1) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象(第3条第4項関係)

- ① 本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象は以下のとおりであること。

- ア 特定工作物(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物))の解体等の作業
イ 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

- ② 本項の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれるものであること。

- (2) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件(第3条第4項及び第7項第11号関係)

本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めること。

4 施行日

改正省令は令和8年1月1日から施行することとしたこと。

○厚生労働省令第 号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(事前調査及び分析調査)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

5・6 (略)

7 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。

一〇八 (略)

九 事前調査を行った者の氏名

改正前

(事前調査及び分析調査)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

5・6 (略)

7 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、これ等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。

一〇八 (略)

九 事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの(第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。)を行った者(分析調査を行った場合にあつては、当該分析調査を行った者を含む。)の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類(分析調査を行った場合にあつては、前項の厚生労働大臣

十 (略)

十一 第四項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

十二 分析調査を行った場合には、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

8・9 (略)

(事前調査の結果等の報告)

第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならぬ。

一・二 (略)

三 工作物(第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

四 (略)

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

一・四 (略)

五 第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要

六・七 (略)

3・5 (略)

が定める者であることを証明する書類を含む。)の写し

十 (新設)

(新設)

(新設)

8・9 (略)

(事前調査の結果等の報告)

第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならぬ。

一・二 (略)

三 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

四 (略)

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

一・四 (略)

五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要

六・七 (略)

3・5 (略)

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。